

公益財団法人東京都都市づくり公社職員に対する  
カスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針

(令和7年3月17日都市づくり公社達第47号)

公益財団法人東京都都市づくり公社職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針

## 第1 趣旨

カスタマー・ハラスメントは、その対象となった人の人格や尊厳を侵害する等就業環境を害するものであり、何人も、あらゆる場において、行ってはならないものである。また、その防止に当たっては、互いが対等の立場において、尊重し合うことが重要である。

公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）事業の関係者等による意見や要望は、業務改善や事業の推進につながるものであり、公社はこれに丁寧かつ真摯に対応する。

一方で、暴言や侮辱的な言動などの職員に対するカスタマー・ハラスメントは、職員を傷つけるのみならず、業務遂行の阻害につながりかねないものである。

公社は、公社事業を継続的に推進していくため、職員に対するカスタマー・ハラスメントに対し、組織として毅然と対応し、職員を守るとともに、カスタマー・ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組む。

## 第2 定義

- 1 職員に対するカスタマー・ハラスメントとは、公社事業の関係者等から職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、職員の勤務環境を害するものをいう。
- 2 1の「公社事業の関係者等」とは、公社の業務に密接に関係する者であって、職員が応対する全ての人をいう。
- 3 1の「著しい迷惑行為」とは、暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいう。

## 第3 理事長の責務

理事長は、職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止策を講ずるとともに、職員に対するカスタマー・ハラスメントが行われた場合においては、職員の安全を確保し、行為者に対し、その行為の中止の申入れその他の必要な措置を迅速かつ適切に講ずるよう努めなければならない。

また、職員もその業務に関し、カスタマー・ハラスメントを行う立場にもなり得ることから、理事長は、職員がその業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

理事長は、上記の責務を果たすため、次の対策を実施するよう努めるものとする。

- 1 職員に対するカスタマー・ハラスメントに対応するために、相談や報告等ができる体制を整備する。
- 2 カスタマー・ハラスメントを受けた職員への配慮のための体制を整備する。

- 3 カスタマー・ハラスメント防止のための手引を作成する。
- 4 意識啓発を実施する。
- 5 職員がその業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない旨を就業規則等に規定し、文書で職員に明示する。

#### 第4 職員の責務

- 1 職員は、カスタマー・ハラスメントへの理解を深めるとともに、その職場において防止に資する行動をとるよう努めなければならない。  
また、理事長の講ずる第3の対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 管理監督者は、カスタマー・ハラスメントが行われることのない良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。職員から相談がなされた場合には、迅速かつ適切に対処するよう努めなければならない。
- 3 職員は、その業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。

#### 第5 留意事項

- 1 この基本方針の実施に当たっては、公社事業の関係者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 2 自治体からの受託事業については、関係者等への公平・公正な行政サービスの提供に留意し、必要に応じて受託自治体と連携・協力しながら、カスタマー・ハラスメントの防止を進めていく。

附則（令和7年3月17日都市づくり公社達第47号）

この達は、令和7年4月1日から施行する。